

概要版

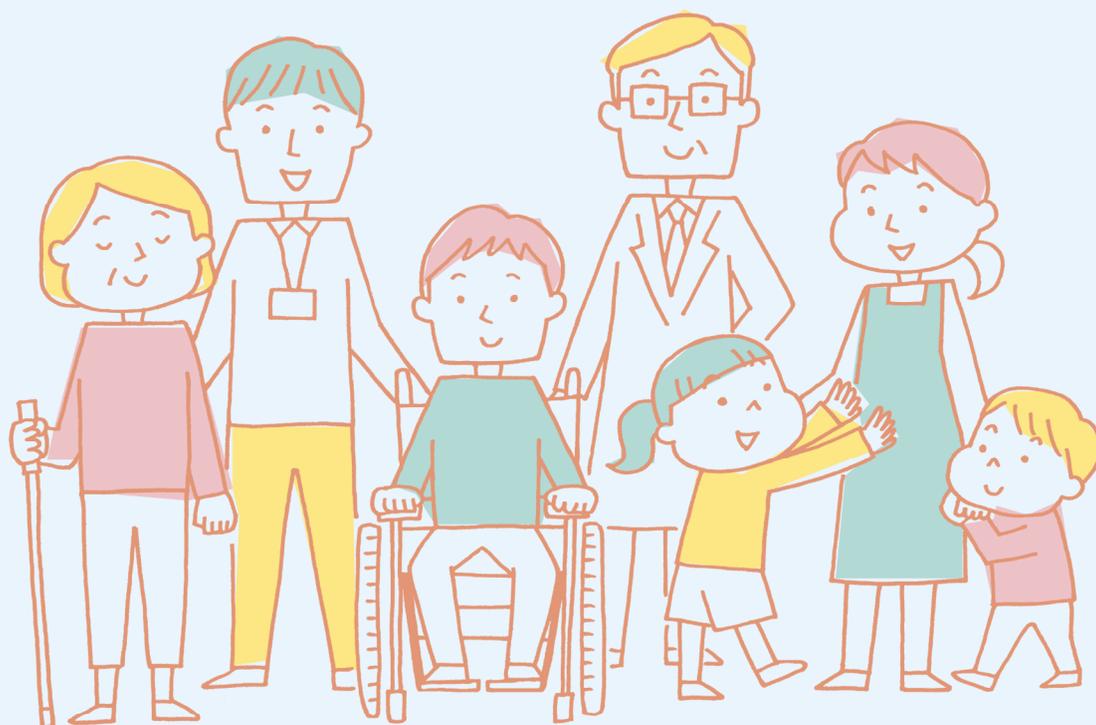
第7期

合志市障がい福祉計画

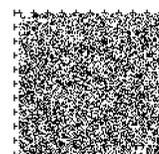
第3期

合志市障がい児福祉計画

令和6年度→令和8年度



令和6年3月
合志市



1. 計画策定の趣旨と背景

近年、わが国では障がいのある人や難病患者、また障がい児やその家族が自らの望む地域で生活を営むことができるよう、外出や就労、住まいや医療に対する支援の充実が図られるとともに、障がい児支援のニーズの増加や多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われています。

また、令和3年には医療的ケア児に対する支援の必要性や市町村の責務について示された医療的ケア児支援法、令和4年5月には障がいの有無にかかわらず、さまざまな形での情報の取得利用等を支援するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がいのある人の地域生活支援や権利擁護にむけた法整備が進められています。

このような状況の中、「第6期合志市障がい福祉計画」「第2期合志市障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了することを受け、国の制度改正の方向や障がいのある人及びその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「第7期合志市障がい福祉計画」「第3期合志市障がい児福祉計画」を新たに策定しました。

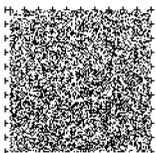
2. 本計画の役割

本計画は、障がいのある人の地域生活を支える障害福祉サービス等に関する事業計画(提供計画)としての役割があり、国の指針に則って、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業のそれぞれに、必要なサービスの量(見込み量)を定めるものです。

3. 計画期間

本計画は、近年の障害福祉サービスの利用状況や最新の法改正等を踏まえて、今後3年間に必要なサービスの量(見込み量)を定めるものです。計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間となります。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第6期合志市障がい福祉計画 第2期合志市障がい児福祉計画			【本計画】 第7期合志市障がい福祉計画 第3期合志市障がい児福祉計画			第8期合志市障がい福祉計画 第4期合志市障がい児福祉計画		



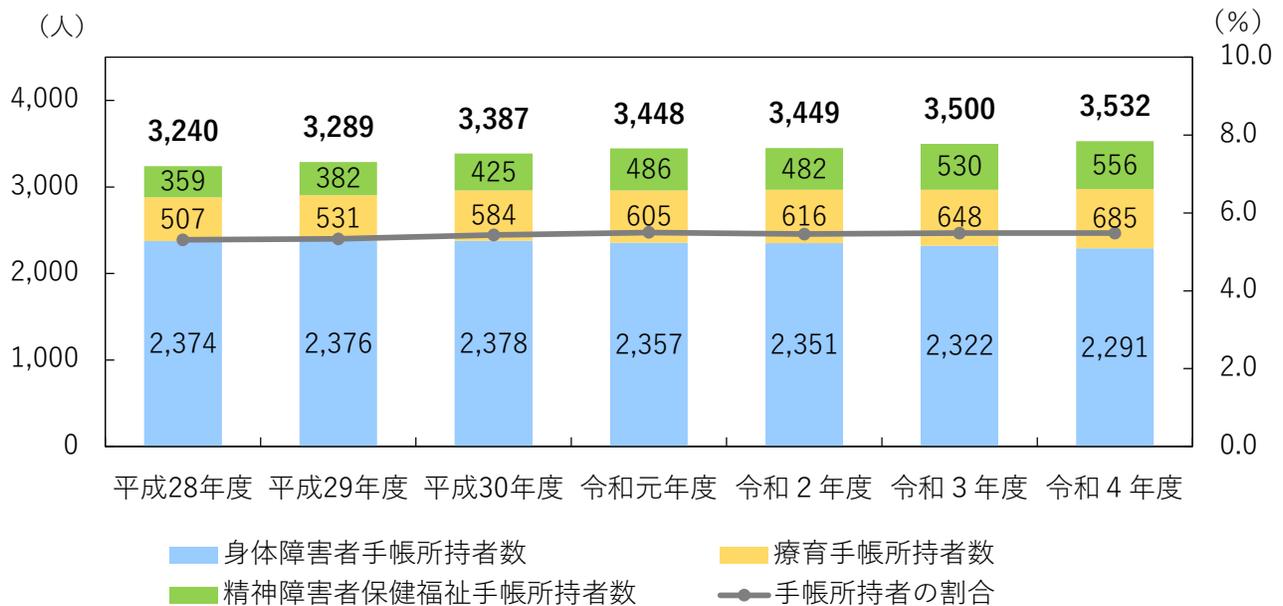
4. データからみる本市の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市における障害者手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度は 3,532 人となっています。障がいの種類別にみると、身体障がいの方が減少しており、知的障がい・精神障がいの方が増加しています。

人口に対する手帳所持者の割合は、平成 28 年度から令和元年度にかけて増加し、近年は 5.5%程度となっています。

■障害者手帳所持者数と対人口比の推移

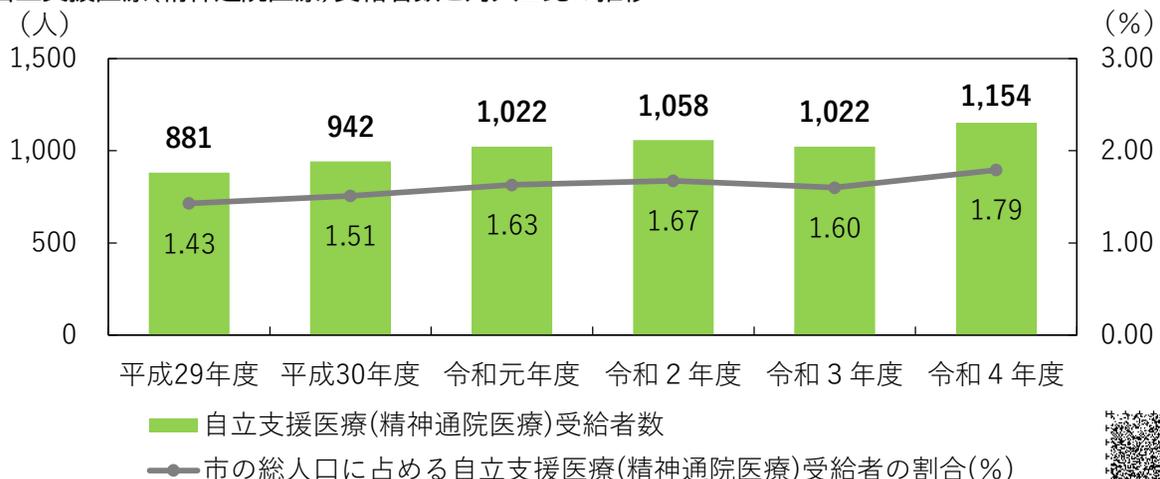


資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳(各年度末)

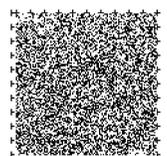
(2) 自立支援医療受給者の状況

精神疾患の治療の為に医療機関に通院している人に対して、医療費の一部を公費負担する自立支援医療(精神通院医療)の受給者数が増加傾向にあります。

■自立支援医療(精神通院医療)受給者数と対人口比の推移



資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳(各年度末)

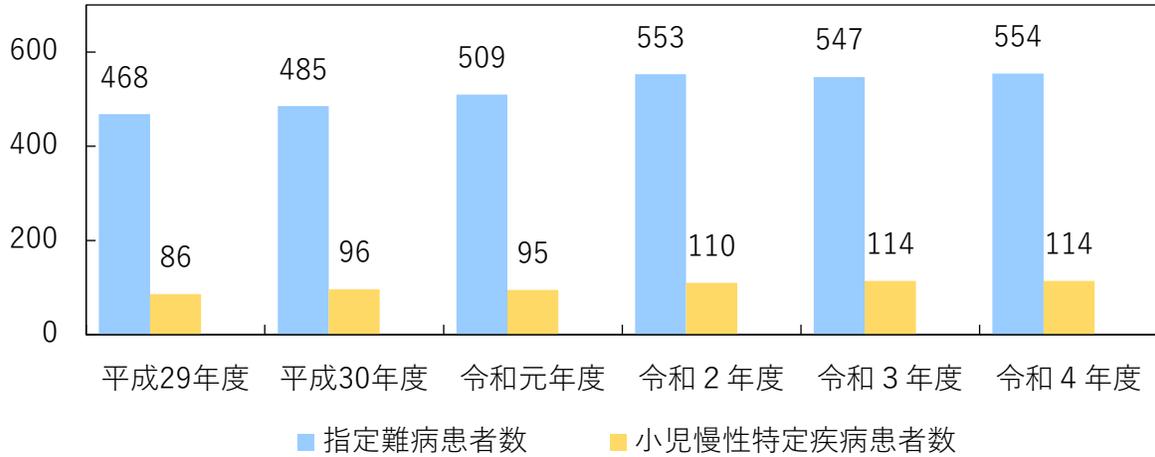


(3) 難病等の状況

指定難病患者数、小児慢性特定疾病患者数ともに増加傾向で推移しています。

■指定難病患者数、小児慢性特定疾病患者数の推移

(人)



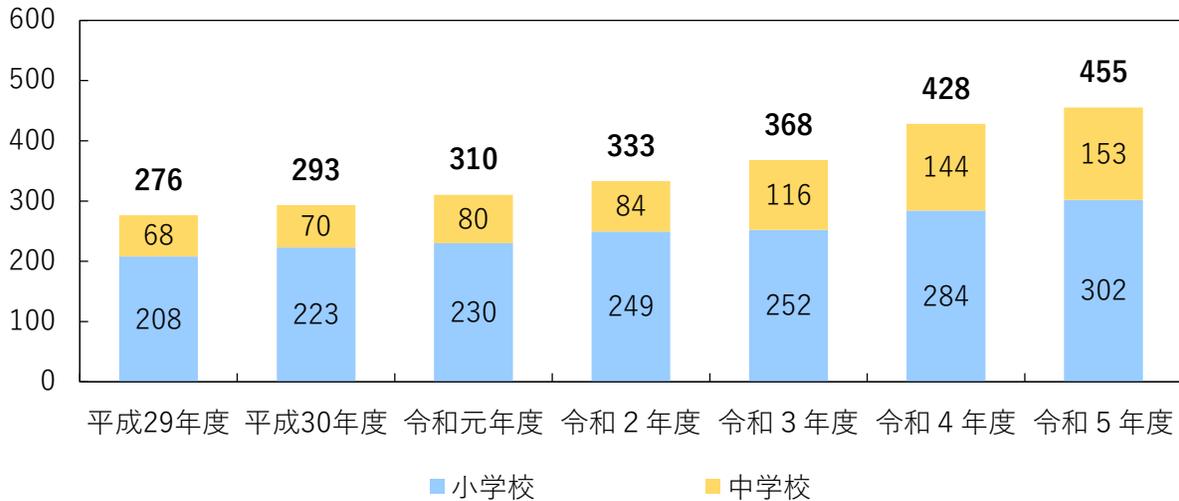
資料:菊池保健所(各年度末)

(4) 支援が必要なこどもの状況

特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しており、令和5年度では 455 人となっています。平成 29 年度に比べると、全体で 179 人、小学校で 94 人、中学校で 85 人増加しています。

■特別支援学級の在籍者数の推移

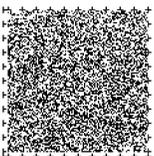
(人)



資料:学級数児童生徒数調(各年度5月1日)

本市では、人口増加の影響もあり、障がいのある人や、難病患者、支援が必要なこどもが増加しています。

次のページから、支援が必要な人を支えるための福祉サービスの見込み量が示されています。



5. サービスの見込み量について

今後3年間で必要なサービスの見込み量について、近年の実績や、障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方(18歳未満は保護者が回答)を対象に行ったアンケート結果等をふまえ、以下のように定めました。

サービスの利用には、手続きが必要です。

新たにサービスを利用したい方や、現在利用しているサービスについて相談したい方、また今後の生活等について相談したい方は、合志市福祉課障がい福祉班までお問合せ下さい。

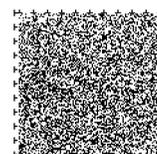


(1) 訪問系サービス

サービス		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
訪問系サービス	居宅介護	時間/月	1,710	1,710	1,710
		人/月	90	90	90
	重度訪問介護	時間/月	2,166	2,166	2,166
		人/月	6	6	6
	同行援護	時間/月	42	42	42
		人/月	3	3	3
	行動援護	時間/月	50	50	50
		人/月	2	2	2
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
		人/月	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

サービス		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
日中活動系サービス	生活介護	人日/月	2,840	2,900	2,960
		人/月	142	145	148
	自立訓練(機能訓練)	人日/月	15	15	15
		人/月	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	人日/月	144	152	160
		人/月	8	8	8
	就労選択支援	人日/月	-	50	50
		人/月	-	10	10
	就労移行支援	人日/月	400	432	480
		人/月	25	27	30
	就労継続支援(A型)	人日/月	2,020	2,080	2,140
		人/月	103	110	117



サービス		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
日中活動系サービス	就労継続支援(B型)	人日/月	2,700	2,880	3,060
		人/月	150	160	170
	就労定着支援	人日/月	10	12	15
	療養介護	人/月	15	16	17
	短期入所(ショートステイ) 【福祉型】	人日/月	75	100	100
		人/月	15	20	20
	短期入所(ショートステイ) 【医療型】	人日/月	100	100	100
人/月		20	20	20	

(3)居住系サービス

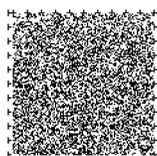
サービス		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
居住系サービス	自立生活援助	人/月	1	2	3
	共同生活援助(グループホーム)	人/月	83	98	116
	施設入所支援	人/月	73	73	73

(4)相談支援

サービス		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
相談支援	計画相談支援	人/月	125	132	139
	地域移行支援	人/月	1	2	3
	地域定着支援	人/月	1	2	3

(5)障害児通所支援等

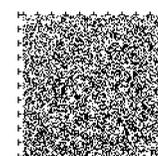
サービス		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
障害児通所支援等	児童発達支援	人日/月	1,664	1,784	1,904
		人/月	208	223	238
	医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日/月	4,785	4,950	5,115
		人/月	435	450	465
	保育所等訪問支援	人日/月	115	123	133
		人/月	115	123	133
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	2	2	2
		人/月	1	1	1
障害児相談支援	人/月	240	260	280	



(6)地域生活支援事業

本市では、以下の地域生活支援事業に取り組みます。

	事業の種類	説明
必須事業	理解促進研修・啓発事業	市民等を対象に、障がいのある人に対する理解を深めるための研修および啓発を行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族または地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援を行います。
	相談支援事業	障がいのある人やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がいのある人、または、精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。
	成年後見制度法人後見支援事業	障がいのある人の権利擁護を図るため、法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援を行います。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行います。
	日常生活用具給付等事業	障がい者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙および手話表現技術を習得した者を養成します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出の際の支援を行います。
	地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者(児)の地域生活を支援します。
任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問によらなければ入浴が困難な身体障がい者(児)に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
	日中一時支援事業	障がい者(児)に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
	福祉ホーム事業運営費助成	障がいのある人を対象に、低額な料金で、居室その他の設備を利用していただくとともに、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホーム事業に対し運営費を助成します。
	自動車運転免許取得助成	免許取得に必要とされる費用の一部を助成します。
	自動車改造費助成	身体障がいのある人が自ら所有し運転する車の改造費用の一部を助成します。





障がいのある人もない人も
共に生き、ささえあうまち こうし

第7期合志市障がい福祉計画・第3期合志市障がい児福祉計画【概要版】

発行日:令和6年3月 発行:合志市 福祉課

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140

TEL:096-248-1144 FAX:096-248-1196

